

屋外広告物制度の概要

1. 屋外広告物法（昭和24年施行）、秋田県屋外広告物条例（昭和28年施行）

屋外広告物法の規定により、都道府県は、条例で定めるところにより屋外広告物の表示等を制限（規制）することができる。

→ 秋田県屋外広告物条例による規制

（中核市である秋田市の区域内は、秋田市屋外広告物条例により規制）

（景観行政団体である横手市の区域内は、横手市屋外広告物条例により規制）

目的 ・ 良好な景観の形成、風致の維持
・ 公衆に対する危害の防止（直接的な危害のほか、見通し不良なども含む。）



規制 ・ 屋外広告物の表示等の規制（場所、形態を規制）
・ 屋外広告業の規制（屋外広告業の登録制度）

※ 屋外広告物の表示内容の規制は屋外広告物制度の目的ではない。（表現の自由、政治活動の自由）

→ 表示内容について屋外広告物制度による規制はないが、他の法令により規制される場合がある。（公職選挙法、医療法など）

2. 屋外広告物の定義

屋外広告物に該当する要件は、以下の4つ。

商業広告だけでなく、国や地方公共団体等が表示する営利目的でない広告物もこの要件のすべてを満たしていれば、屋外広告物として規制の対象となる。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ② 屋外で表示されるものであること。
- ③ 公衆に対して表示されるものであること。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

- 街頭で配布されるビラやチラシは屋外広告物ではない。
- 一日のうち数時間で掲出と撤去を繰り返す場合も「一定の期間継続」して表示されている広告物に該当する。
- 屋内に表示されている広告物は、それが屋外の不特定多数の公衆に対して表示されるものでも法の規制対象ではない。(ショーウィンドウ内)
- 建物の外側でも閉鎖的な中庭等にあるものは該当しない。
- 駅、船、空港等の改札口の内に施設管理権に基づき表示された広告物は「公衆に表示」された広告物ではない。
- 「表示」というのは、一定の観念やイメージが表示されていることをいい、建築物の壁面等に表示された絵画又は写真も「公衆に表示」された広告物に該当する。
- 店先のテント広告、ひさし広告、シャッターへの表示は屋外広告物に該当する。

3. 禁止広告物

どんな広告物であっても、次のような広告物は表示してはならない。

- ① 著しく汚染、たい色、塗料等のはく離したものの
- ② 著しく破損、老朽化したものの
- ③ 倒壊、落下のおそれあるものの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似するもの（道路交通の安全を阻害）

上記のほか、**屋外広告物条例**で規制されていなくても、**違法広告物**（刑法、軽犯罪法、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例等に違反する広告物）に該当していれば、当然ながら表示してはならない。

4. 禁止地域

次の地域においては、広告物を表示してはならない。（ただし、7の禁止地域の適用除外に該当する広告物は表示可能）

- ① 住宅地、景観のすぐれた地域、緑地（都市計画法、景観法、都市緑地法）

都市計画法	～	第1種及び第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区
景観法	～	準景観地区であって景観法に基づく市町村の条例の規定により行為の制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域 景観法に基づく市町村の条例の規定により建築物等の形態意匠の制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
都市緑地法	～	緑地協定の目的となる土地の区域

② 文化財、史跡のある地域（文化財保護法、秋田県文化財保護条例）

文化財保護法 ～ 有形文化財（重要文化財、登録有形文化財）、民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する地域、記念物（史跡、名勝、天然記念物等）に指定された地域、都市計画区域外において市町村が指定する伝統的建造物群保存地区 秋田県文化財保護条例 ～ 秋田県指定有形文化財、秋田県指定史跡、秋田県指定名勝及び秋田県指定天然記念物並びにこれらの周囲で知事が指定する地域
--

③ 保安林の区域（森林法）

④ 保存樹林の地域（樹木保存法）

⑤ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（自然環境保全法）、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（秋田県自然環境保全条例）

⑥ 都市公園の区域（都市公園法）

⑦ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

⑧ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

⑨ 官公署、学校、図書館、病院、公衆便所などの公共施設及びその敷地

⑩ 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場

⑪ 社寺、仏堂及び教会の境域

⑫ 道路及び鉄道等のうち、知事が指定する区間

ア 一般国道及び県道の特定区間（自然公園の区域及び市街地を除く。）及びこれらの区間から展望できる地域（市街地を除く。）

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間及びこれらの区間から展望できる地域（市街地を除く。）

ウ 鉄道等の特定区間及びこれらの区間から展望できる地域（市街地を除く。）

展望できる地域には、自然的地形から広告物の設置する場所が見えない地域は含まれないが、建物などの構造物により広告物自体が直接見えなくても、当該広告物を含む一円の地域が見える場合には、このエリアが「展望できる地域」に含まれる。

高速道路及び鉄道からの展望規制は、道路路肩又は線路から500m以内に限定される。

市街地 → 経済活動に配慮して規制を緩和する区域（許可を得て表示可能）

① 用途地域内の地域（第1種及び第2種低層住居専用地域を除く）

② 市街化が促進していると知事が認める地区

認定にあたっての判断基準（以下を満たす地区について、秋田県屋外広告物審議会において審議）

- ・ 商業店舗又は事業所等が集積していること。
- ・ 敷地相互の距離が概ね50m以下である家屋が面的又は線的に概ね20戸以上連たんし、これらに商業店舗又は事業所等が含まれていること。

自然公園（国立、国定、県立）は、自然公園法及び秋田県立自然公園条例により広告物の規制がされている。

※ 上記のうち、「知事の指定」については、「屋外広告物の禁止地域（昭和57年秋田県告示第190号）」により指定。

5. 禁止物件

次の物件には、広告物を表示してはならない。（ただし、7の禁止物件の適用除外に該当する広告物は表示可能）

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- ② 石垣、擁壁の類
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ④ 信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく、駒止め
- ⑤ 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの（現在指定なし）
- ⑥ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックスの類
- ⑧ 送電塔、送受信塔
- ⑨ 煙突、石油タンク、ガスタンクその他タンク類
- ⑩ 銅像、記念碑の類
- ⑪ 景観重要建造物、景観重要樹木（景観法）
- ⑫ 電柱、街灯柱その他電柱の類（⑤に該当するものを除く）には、簡易な広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）を表示してはならない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 袖形広告、巻付広告のみ許可を受けて表示可能。（広告物の形態別許可基準参照）・ 電柱等の所有者又は管理者が管理上掲出する広告物は表示可能。 |
|---|

- ⑬ 道路の路面

※ ①から⑫の物件が道路区域内にある場合は、別途、道路法に基づく規制も適用となる。

6. 禁止地域以外の地域（許可が必要）

禁止地域以外の地域において、広告物を表示する場合には許可が必要。（ただし、7の許可地域の適用除外に該当する広告物は許可を受けずに掲出可能。）

7. 適用除外

規制対象の広告物であっても、社会生活に最低限必要なものについてはその規制が緩和される。

ただし、3の禁止広告物に該当するものについては、適用除外の対象とはならない。

(1) すべての地域で許可不要で表示できる広告物（禁止物件にも表示可能）

① 他の法令の規定により表示される広告物

道路標識、建築確認表示、建築工事現場標識、廃棄物処分場の表示、ガソリンスタンドにおける「セルフ」及び「油種」の表示など

② 国又は地方公共団体が自己の管理する土地等に表示する広告物

③ 国又は地方公共団体が掲出する広告物（②に該当するものを除く。）で、あらかじめ届出をしたもの（規格等の制限はない。）

④ 公職選挙法による選挙ポスター、立看板等

選挙期間中のみ適用除外。通常の政治活動に係る広告物については、(4)に該当。

(2) すべての地域で許可不要で表示できる広告物（禁止物件には表示できない）

① 団体等が国又は地方公共団体と一体となって行う行事等のために表示する広告物

② 自家用広告物で、規則で定める基準に適合するもの

自家用広告物 ～ 自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業の内容、自己の営業の内容を表示する広告物

基準（規則別表第1、第3）

禁止地域は表示面積5㎡以内、それ以外の地域は表示面積10㎡以内（表示面積は一事業所あたりの合計表示面積）

この基準を満たさない場合であっても、通常の許可を受ければ表示可能→（5）①

③ 自己の管理する土地等に管理の必要上表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則別表第1、第3） 2㎡以内

④ 工事現場の板塀等に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則別表第1、第3） 営業宣伝の目的で表示するものでないこと。

⑤ 冠婚葬祭、祭礼、地域的行事等のため、一時的（その期間中）、に表示する広告物

⑥ 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物

⑦ 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物

⑧ 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物

- ⑨ 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示するもの

(3) 禁止物件に表示できる広告物

- ① 石垣、擁壁の類、送電塔、送受信塔、煙突及び石油タンク、ガスタンクその他タンク類又は景観重要建造物に表示する自家用広告物で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則別表第1、第3） 5㎡以内

- ② 禁止物件の所有者又は管理者が管理の必要上設置する広告物
③ 煙突及び石油タンク、ガスタンクその他タンク類に表示する広告物（①及び②に該当するものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則別表第1、第3） 公共目的をもって表示するものであること

(4) 許可が必要な地域で許可不要で表示できる広告物

- 政治団体が政治活動のために表示する**はり紙、はり札、広告旗又は立看板**で、規則で定める基準に適合するもの

政治団体 ～ 政治資金規正法の規定による届出を選挙管理委員会におこなった団体をいう。

基準（規則別表第1、第3）

- ・ 表示面積 はり紙、はり札、広告旗は1㎡以内。立看板は2㎡以内。
- ・ 表示期間 はり紙は一月以内。はり札、広告旗、立看板は二月以内。
- ・ 表示する者の氏名（名称）、連絡先、表示期間を明示すること。
- ・ 表示する土地又は建築物等を他人が所有又は管理する場合には、その所有者又は管理者の承諾を得ていること。

この基準を満たさない場合であっても、通常の許可を受ければ掲出可能

(5) 禁止地域であっても許可を受ければ表示できる広告物

- ① 自家用広告物で、規則で定める基準に適合するもの（・②に該当するものを除く。）

基準（規則別表第1、第2） **通常の許可を受ければ掲出可能（5㎡以内は許可不要）**

- ② 道標、案内図板その他公共目的、公衆の利便の目的で表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則別表第1、第2） **通常の許可を受ければ掲出可能**

道標、案内図板等の公共目的の広告物～観光地の案内図板、名所、旧跡、史跡等の説明板、町内案内図板、駅前案内図板等で表示面積が5㎡以下で、かつ、寄贈者名又はスポンサー名等の占める部分の面積が全表示面積の1/20以下であるもの。

公衆の利便目的の広告物～自己の事業所、営業所、作業所等の位置について相当の距離で確認させることを目的とする広告物で、表示内容が案内しようとする対象物名、方向、距離のみであるもの。原則として、一対象物につき、2表示（掲示）まで。

- ③ 景観形成、風致維持のため特に指定された場所又は施設に、規格に従って、許可を受けて掲出する広告物→現在、指定なし

8. 許可制度

広告物が表示される地域又は物件が、禁止地域又は禁止物件でない場合や、禁止の適用除外となる場合であっても、広告物の適正な表示を確保するための制度

許可の基準は、条例の目的である、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点から定められており、許可の基準に合致していれば、必ず許可される。ただし、条例の目的を達成するため、許可にあたって条件を付す場合がある。

許可の基準（規則別表第1、第2） → **広告物の形態別許可基準を参照**

(1) 許可申請者（屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者）

- 広告物の広告主（表示に責任を負う者）
- 掲出物件の所有者等（設置に責任を負う者）
- 掲出物件の設置及び広告物の表示を一括して請け負った者

(2) 許可申請

屋外広告物許可申請書（別に定める様式第1号）を、設置の**10日前までに**設置場所を所管する各地域振興局（秋田市内の場合は秋田市役所、横手市内の場合は横手市役所）に提出。

添付書類 設計についての仕様書、位置図、土地・建築物所有者又は管理者の承諾書（土地・建築物が他人の所有又は管理の場合）、他法令の許可書の写し（農地転用許可、道路占用許可等）

許可申請手数料（条例別表）

- 政治団体（7・参照）が政治活動に係るはり紙、はり札、広告旗又は立看板を設置するため許可を得ようとする場合の手数料は免除。
- 町内会、PTA等が自ら道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物を設置するため許可を得ようとする場合の手数料は免除。
- 徴収した手数料は、還付しない。

(3) 許可期間

規則別表第2において広告物の区分ごとに許可期間が定められている。

- はり紙、アドバルーン 1月以内
- はり札、立看板、幕、旗 2月以内
- 広告塔、広告板 3年以内

(4) 継続許可申請

屋外広告物継続許可申請書（別に定める様式第2号）を、許可期間満了日の**10日前までに**当初許可を受けた機関あてに提出

添付書類 他法令の許可書の写し（農地転用許可、道路占用許可等）、当初の許可書又は継続許可書の写し、継続許可申請の前5日以内に撮影した広告物のカラー写真

許可申請手数料、許可期間は新規許可と同じ。

(5) 変更許可申請

屋外広告物変更等許可申請書（別に定める様式第3号）を、変更又は改造しようとする日の**10日前までに**当初許可又は継続許可を受けた機関あてに提出
添付書類 変更又は改造の内容を示す図書
許可期間は新規許可と変更なし。

広告物の表示内容、形状、色彩又は意匠に変更を加えない程度の塗替え、補強又は修繕の場合には、軽微な変更にあたり変更許可申請をする必要はない。

(6) 屋外広告物許可済証等の表示

許可を受けた広告物には、許可期間中、**屋外広告物許可済証（規則様式第1号）**を表示しなければならない。広告物がはり紙の場合には、**屋外広告物許可済印（規則様式第2号）**を許可する機関において押印する。

- 許可番号
- 表示（設置）期間
- 許可を受けた者及び管理者の住所・氏名
- 許可済証を掲示する場所は、広告物以外の、広告物が掲出される物件、建築物及び工作物の見やすい箇所であり、
- はり紙の場合には、許可済印押印のため、はり紙そのものを提出する必要がある。

(7) 許可の取消し

- 無許可の変造等
- 許可条件に違反
- 管理者設置義務違反（9を参照）
- 屋外広告物許可済証に虚偽記載
- 違反広告物に対する是正措置命令違反（10を参照）
- 虚偽申請等不正な手段により許可取得

9. 表示者（管理者）の義務

(1) 管理義務

屋外広告物を表示（設置）する者又はこれらを管理する者には、補修その他必要な管理を行う義務がある。

適用除外に該当し許可を受ける必要のない広告物も含め、すべての広告物について義務が生じる。

(2) 管理者の設置

許可を受けて表示（設置）する広告物には、設置物件の構造等に対する専門知識を有する者を管理者として設置するとともに、管理者の設置後5日以内に、**屋外広告物管理者届出書（別に定める様式第6号）**によりその旨を届出なければならない。

- はり紙、はり札、広告旗、立看板、幕及びアドバルーンについては、管理者の設置義務なし。
- 高さが4mを超える大型広告物の管理者には、次のいずれかの資格が必要。
 - ① 建築士
 - ② 登録試験機関が広告物に関する知識について行う試験の合格者
 - ③ 10年以上の実務経験を有する者で知事の認定を受けた者

(3) 届出の義務（表示者又は管理者がしなければならない。）

次に該当する場合には、それぞれの事実発生後、5日以内に届出が必要。

- 表示者又は管理者に変更があった場合 → **屋外広告物表示者等変更届出書**
(別に定める様式第7号)
- 許可を受けた広告物が滅失した場合 → **屋外広告物滅失届出書** (別に定める様式第8号)
- 表示者又は管理者の氏名(名称)、住所に変更があった場合
→ **屋外広告物表示者等氏名等変更届出書** (別に定める様式第9号)

(4) 除却義務

次の事実発生後、3日以内に除却しなければならない。

- 許可期間が満了して、継続許可を受けない場合
- 許可が取り消された場合
- 広告物を表示(設置)する必要がなくなった場合
- 規制変更に伴う経過措置期間が経過し、許可を受けない(受けられない)場合

10. 違反に対する措置

(1) 措置命令

違反広告物の表示者又は管理者に対し、知事(違反広告物が秋田市の区域にある場合には秋田市長、横手市の区域にある場合は横手市長。)は、**違反広告物の表示の停止**又は5日以上 of 期限を定めて**必要な措置**を命ずることができる。

- **必要な措置** ～ 違反広告物の除却、改修、移転等
- 措置命令に従わない場合、許可の取り消しや行政側による除却の対象となる。

(2) 違反広告物の除却

① 行政代執行

表示者又は管理者が措置命令に係る義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、履行期限までに完了する見込みがないとき、行政代執行法の規定に基づき、知事等がその措置を行い、その費用を義務者から徴収する。

② 略式代執行

(1)の措置を命じようとする場合において、措置命令の相手方が不明の場合に、知事等が除却を行う。

- 事前に相当の期限を定めてその期限までに除却する旨、及びその期限までに除却しない場合には、知事等が除却を行う旨の公告を行う。

③ 簡易除却

違反広告物が簡易な広告物である場合には、①及び②の手続きによらず、**その場で即時に除却する。**

【簡易除却の対象となる簡易な広告物】

	要件 1	要件 2
はり紙		・ 条例の規定に明らかに違反
はり札等	容易に取り外し可能	・ 条例の規定に明らかに違反
広告旗（台を含む）	容易に移動・取り外し可能	・ 放置されていることが明白（5日程度）
立看板等（台を含む）	容易に移動可能	

(3) 除却後

① 除却した広告物の保管

略式代執行又は簡易除却した広告物（はり紙を除く。）については、除却した機関（各地域振興局）において保管し、その旨を公示するとともに、保管物件一覧簿を作成（一般閲覧）

公示の期間

- ・ 簡易除却（はり紙を除く）により除却→保管を始めた日から2日間
- ・ 略式代執行により除却→保管を始めた日から2週間

公示の内容

保管した広告物の名称又は種類、数量、放置されていた場所、保管開始日時、保管場所、その他必要な事項

- ・ 除却した広告物が特に貴重な広告物で、上記の公示期間が経過しても所有者等を知ることができないときは、公示の内容を県公報に掲載する。

② 保管した広告物の売却

保管した広告物について、当該広告物が滅失するおそれがある場合、又は公示から一定の期間経過してもなお所有者等に返還できない場合で、保管費用が高額となる場合には、これを売却し、代金を保管することができる。

公示から一定の期間経過

- ・ 簡易除却（はり紙を除く）により除却した広告物 → 公示から2日以上経過
- ・ 特に貴重な広告物 → 3月以上経過
- ・ その他の広告物 → 2週間以上経過

③ 保管した広告物の返還

保管した広告物の所有者等に対して、受領書（別に定める様式第5号）と引換に返還する。

④ 保管した広告物の廃棄

保管した広告物の価額が著しく低い場合、又は売却しても買受人がないことが明らかである場合には、保管した広告物を廃棄することができる。

⑤ 除却費用の負担

除却、保管、売却、公示その他、違反広告物に対する措置に要した費用は、その所有者等に負担させることができる。

⑥ 所有権の帰属

公示の日から6月を経過してもなお保管した広告物(売却した代金を含む。)を返還することができない場合には、その広告物(代金)の所有権は県に帰属する。

11. 屋外広告業の登録

(1) 秋田県内(秋田市内を除く。)において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。(登録の有効期間は新規、更新とも5年間)

秋田市で屋外広告業を営む場合には、別途秋田市長の登録を受けなければならない。

平成17年7月1日から登録制度開始。

(2) 屋外広告業の登録申請

①から⑥までの書類等を最寄りの地域振興局建設部用地課(秋田県内に営業所等がない場合には、秋田地域振興局建設部用地課)あてに登録申請を行う。

- ① 屋外広告業登録申請書(別に定める様式第12号) 1葉
 - ② 登録申請者等が登録の拒否事由に該当しない旨の誓約書(別に定める様式第13号)
—登録申請につき1葉
 - ③ 登録申請者等の略歴を記載した書面(別に定める様式第14号)
登録申請者が法人の場合は、その役員全員分(法定代理人を含む。)
 - ④ 選任した業務主任者(8を参照)の資格等を証明する書類の写し
 - ⑤ 登録申請者又はその法定代理人が
個人の場合 登録申請者及び業務主任者の住民票の抄本
法人の場合 法人の登記事項証明書及び登録申請者、役員、業務主任者の住民票の抄本
 - ⑥ 手数料 1万円(秋田県証紙により納付)
- ※ 住民票の抄本については、県の、いわゆる住基ネットで本人の確認ができる場合(秋田県内に住民登録をしている場合)には、添付の必要はない。(変更の届出時も同じ。)

(3) 登録の実施

登録の拒否事由に該当して登録を拒否する場合を除き、登録を実施し、屋外広告業者登録簿に登載するとともに、登録した旨を申請者に通知する。(登録を拒否する場合にもその旨を通知する。)

屋外広告業者登録簿は、各地域振興局において閲覧可能とするほか、登録事項のうち、登録業者の氏名(名称)、住所、登録年月日、登録番号、登録の有効期間を県のHPに掲載する。

(4) 登録の拒否事由

- ① 屋外広告業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者（登録を取り消された者が法人の場合で、取り消し処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）
- ② 営業の停止命令を受け、その停止期間中の者
- ③ 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（他の地方公共団体の屋外広告物条例等違反も含む。）
- ④ 登録申請者が未成年である場合に、その法定代理人が①～③又は⑤のいずれかに該当する場合
- ⑤ 登録申請者が法人である場合に、その役員のうち①～③に該当する者がある場合
- ⑥ 業務主任者を選任していない場合

(5) 変更の届出

登録事項に変更があった場合には、変更のあった日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届出書（別に定める様式第15号）により届出が必要。

変更事項が当初登録時に添付書類の提出が求められる事項に係るものである場合には、該当する書類を届出書に添付する。
（変更事項）役員の変更 → 登記事項証明書、誓約書、変更後の役員の略歴書、変更後の役員の住民票抄本

(6) 廃業等の届出

屋外広告業者が廃業等をした場合には、その日から30日以内に廃業等届出書（別に定める様式第16号）により届出が必要。

廃業等の事由	届出者
① 屋外広告業者が死亡した場合	その相続人
② 法人が合併により消滅した場合	その法人の代表する役員だった者
③ 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
④ 法人が③以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤ 秋田県内での営業をしなくなった場合	屋外広告業者であった個人又は法人を代表する役員

(7) 登録の抹消

廃業の届出があった場合及び登録の取消処分（(10)を参照）があった場合には、登録が抹消される。

(8) 業務主任者の設置

屋外広告業務の適正な運営を確保するため、営業所ごとに業務主任者を設置しなければならない。

業務主任者の資格要件

- ① 国土交通大臣の登録を受けた試験機関が行う「広告物の表示等に対し必要な知識について行う試験」の合格者（屋外広告士の資格を有する者も合格者とみなす。）
- ② **屋外広告物講習会の修了者**（他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会の修了者を含む。）
- ③ 職業能力開発促進法に基づく、次の資格を有する者（いずれも広告美術仕上げに係るものに限る。）
 - ・ 職業訓練指導員免許所持者
 - ・ 技能検定合格者
 - ・ 職業訓練修了者
- ④ ①～③の資格等を有する者と同等以上の知識を有するものと知事が認めた者

業務主任者の行う業務

- 次の①～④の業務に関する総括に関すること
- ① 屋外広告物法、屋外広告物条例の規定の遵守
 - ② 表示（設置）に係る工事の適正な施工、安全の確保
 - ③ 帳簿の記載（(9)②を参照）
 - ④ その他業務の適正な実施の確保

(9) 標識の掲示等

① 標識の掲示

営業所ごとに、営業所の見やすい場所に**標識（規則様式第4号）**を掲げなければならない。

② 帳簿の備付け

営業所ごとに、その営業に関する**帳簿（別に定める様式第18号）**を備えるとともに、これを5年間保管しなければならない。

帳簿はその記載事項が電子ファイル等に記録され、必要に応じ印刷できるものである場合には、規則で定める様式でなくてもよい。

(10) 登録の取消し

屋外広告業者が次の①～⑥に該当する場合には、その登録を取り消し、又は6月以内の営業停止（営業の全部又は一部）を命ずることができる。

- ① 不正手段による登録をした場合
- ② 登録の取り消し処分を受けた屋外広告業者において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者に該当することとなった場合
- ③ 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当することとなった場合
- ④ 登録申請者が未成年である場合に、その法定代理人が登録の拒否事由の①～③又は⑤のいずれかに該当する者となった場合
- ⑤ 登録申請者が法人である場合に、その役員が登録の拒否事由の①～③に該当する者となった場合
- ⑥ 業務主任者を選任していない場合

営業の取り消し又は営業停止の処分をした場合には、屋外広告業者監督処分簿に屋外広告業者の氏名、住所等の処分内容が記載される。(この処分簿は一般の閲覧対象となる。)

また、処分をするにあたって営業所等への立入検査が行われる場合がある。

12. 罰則

違反広告物に対する是正命令に従わない場合など、条例の規定に違反する行為を行った者は、その違反内容に応じ次のような処分の対象となる。

また、法人の社員が罰金刑の対象となる違反行為を行った場合には、当該社員だけでなく、その法人も同様の罰金刑の対象となる。

(1) 屋外広告物の表示規制違反に対する罰則

30万円以下の罰金

- ① 禁止広告物を掲出した場合
- ② 禁止地域又は禁止物件に広告物を掲出した場合
- ③ 無許可で広告物を掲出した場合
- ④ 許可期間満了後又は許可取消し後、広告物を除却しなかった場合
- ⑤ 違反広告物に対する是正命令に違反した場合

20万円以下の罰金

- ⑥ 立入検査等を拒否した場合

10万円以下の罰金

- ⑦ 許可事項を当該広告物等に表示しない場合
- ⑧ 広告物の管理者に係る届出をしない場合

(2) 屋外広告業の登録制度違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ① 屋外広告業の登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合
- ② 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合
- ③ 屋外広告業に係る営業停止の命令に違反した場合

30万円以下の罰金

- ④ 屋外広告業の登録事項の変更を届け出なかった場合
- ⑤ 屋外広告業に係る業務主任者を選任しなかった場合

20万円以下の罰金

- ⑥ 立入検査等を拒否した場合

5万円以下の過料

- ⑦ 屋外広告業の廃業等に係る届出をしない場合
- ⑧ 営業所ごとに、屋外広告業者である旨の標識を掲示しない場合
- ⑨ 営業所ごとに、その営業に係る帳簿を備え付けない場合